

**議 事 日 程**

- 日程第1 議案第66号 瑞穂市個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第2 議案第67号 瑞穂市個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第3 議案第68号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第69号 瑞穂市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第70号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第71号 瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第72号 瑞穂市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第73号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第74号 瑞穂市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第75号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第76号 瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第77号 令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第13 議案第78号 令和4年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第79号 令和4年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第80号 令和4年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第81号 瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

**○本日の会議に付した事件**

議事日程に同じ

**○本日の会議に出席した議員**

1番	広瀬守克	2番	藤橋直樹
3番	若原達夫	4番	北川静男
5番	関谷守彦	6番	森健治
7番	森清一	8番	馬淵ひろし

9番	松野貴志	10番	今木啓一郎
11番	杉原克巳	12番	棚橋敏明
13番	庄田昭人	14番	若井千尋
15番	広瀬武雄	16番	若園五朗
17番	松野藤四郎	18番	藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	森和之	副市長	梶浦要
教育長	服部照	企画部長	山本康義
総務部長	石田博文	市民部長	棚橋正則
健康福祉部長	佐藤彰道	都市整備部長	桑原秀幸
調整監	宇野真也	環境水道部長	矢野隆博
教育委員会 事務局長	佐藤雅人		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	久野秋広	書記	古澤秀樹
書記	廣瀬潤一		

## 開議の宣告

○議長（若井千尋君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、本日は議案に対する総括質疑を行います。会議規則第55条第1項には、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと規定されています。また、同条第3項では、議員は質疑に当たっては自己の意見を述べるできないとなっておりますので、十分注意をして発言されますようお願いいたします。

---

## 日程第1 議案第66号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第1、議案第66号瑞穂市個人情報保護法施行条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

発言の通告がありますので、発言を許します。

5番 関谷守彦君の発言を許します。

関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 皆さん、おはようございます。

議席番号5番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第66号瑞穂市個人情報保護法施行条例の制定について質問をいたします。

今回のこの議案は、提案理由にもありましたように、昨年5月に成立しましたデジタル関連法の重要な柱の一つでもあります個人情報保護法の来年4月からの施行に伴うもので、これまでの市の個人情報保護法、これを廃止し、個人情報保護法施行条例、これを制定しようというものであります。

この法律、国の個人情報保護法、この中の第1条のその目的として、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、そして個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出に資するものとあります。この問題、個人情報保護の観点、あるいは地方分権、そういった観点から考えると大きな課題があるのではないかと、そのように考えております。

さて、具体的な質問に入らせていただきます。

今回のこの条例、個人情報保護条例ではなく、個人情報保護法施行条例とあまり聞き慣れない、そういった名称になっております。これはなぜかというのが第1の疑問点であります。この条例案をみただけでは、私ども含めて、市民の方々から個人情報の扱い、これが見えてこな

い、法律とか施行令とかそういったものを全部見ないと、私たちの個人情報保護がどういうふうに取り扱うのかということが見えてこないという、そういった問題点があると思います。

そして、現行法条例第1条にある個人の権利を明らかにするという一文が法律のほうの目的からは明記されていない、そのように見ておりますけれども、この2点についてまずお尋ねをしたいと思います。

それ以下の質問につきましては、自席から行わせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（若井千尋君） 総務部長 石田博文君。

○総務部長（石田博文君） それでは、皆さん、改めましておはようございます。

それでは、関谷議員の御質問にお答えいたします。

御存じのとおり、個人情報保護制度は、民間事業者、独立行政法人等、国や自治体の行政機関と順番に個人情報保護法を改正することによりまして、統一的な個人情報保護制度へと移行する方針です。国や自治体は、令和5年度よりこの法制度に組み込まれます。このため、今後の個人情報保護の制度は、個人情報保護法が共通のルールとなるため、法律を施行する条例として施行条例としたものでございます。

また、個人の権利を明らかにするという点については、この施行条例は明確に上位法として個人情報保護法が存在することとなり、同法第1条では、個人の権利、利益を保護することを目的とすると規定されているため、施行条例で特段の規定を設けていないものでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） ただいま部長のほうからお話がありました。

この法律のほうでは、お話がありましたように、そのほかの個人の情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利、利益を保護することを目的とするというふうに法律には書いてあります。一方、現行の市の個人情報条例ですけれども、こちらのほうは、開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利、利益を保護することを目的とすると。

そういった意味では、先ほど言いましたように、個人の権利を明らかにするという部分がこの法律では抜け落ちている、そういった点があります。ここは少し考えておくべき点ではないかなと思って質問をさせていただきました。

続きまして、第2条であります。

現行条例で33条の第2項において、個人情報保護審査会、これは瑞穂市にあるわけですが、そこで必要なことについては審議していただくという、そういう内容が記載されておりますけれども、今回、これまでの条例を廃止し、新たな施行条例をつくるということについて、

この個人情報保護審査会で意見を求められたかどうか、そこら辺についてお尋ねをします。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 個人情報保護審査会への意見聴取ですが、同審査会への意見聴取は行っておりません。

確かに現行の条例第33条第2項では、重要な事項についての審議も審査会の審議事項となりますが、今回は全ての行政機関で統一的に個人情報保護法へ制度が移行するということとなりますので、特に意見聴取は行わなかったものでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 一律的に行われるから意見を求めなかったというお話ですけれども、他市町において、この個人情報保護審査会、これに意見を求めたという例は多々あります。なぜ瑞穂市で行わなかったのか。

そして、次の議題になりますけれども、そこで保護審査会についての新しい条例がつくられますけれども、そこにおいても、この条例の規定の改正、または廃止に当たる場合には意見を求める、そんなようなことが書いてあります。そういったことの観点も含めて、今のお答えでいいのかどうか疑問を感じるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） そのようなことも言えるかもしれませんが、ただ私どもといたしましては、全国的に一律に変わっていくというところがございますので、あえて審査会での審議をお願いしなかったものでございますので、御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 理解をしてくださと言われてもちょっと理解し難いところでありますけれども、そこら辺は見解の相違ということになってしまいますので、そういったことについて、また総務委員会のほうで御検討いただければと思います。

次の質問、3点目の質問であります。

現行条例第20条第1項にある開示請求をするまでの決定期間、個人情報の開示について請求の提出があった日から起算して15日以内というのが現在の規定になっております。ところが、今回の施行条例案ではそういった規定は一切触れられておりません。となりますと、法律のほうの83条にあります30日以内ということに多分なってしまうのではないかとということになると思います。

これですと、現行の規定よりも、請求した側からすれば遅れてしまうという不利益を被るの

ではないか、そのように思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 開示決定までの期間についてですが、議員御指摘のとおり、令和5年度以降、開示決定期間は30日以内となります。

確かに現行15日以内である手続を30日以内とするため、後退する印象もあるかもしれませんが、法律の規定に従うという形でなっておりますが、30日以内ですので、早く開示できる手続については期間を満たすまでお待たせすることなく、迅速に開示手続のほうは進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 確かに、法律におきましては30日以内にしなければならないということでありまして。そうしますと、条例でじゃあ15日以内にしますと規定してもそれは問題ないと思うんですけれども、その点はいかがでしょう。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 確かに国のほうからの通知では、開示期間の期限についても法律より短い期間に設定することができる旨が示されておりますが、他市町の状況を調べたところ、ほとんどがこの国の法律に基づいた形での30日というところが多数でございましたので、本市といたしましても30日にいたしましたというところでございます。よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今の部長の御答弁で、ほとんどのところがそうしているからというお話ですけれども、それでは主体性の問題がどうかということと、どの範囲で調査されたかということもあります。

一方、今瑞穂市の情報公開条例ですね、こちらのほうは公開請求があった日から起算して15日以内にしなければならない、そのように規定しております。

としますと、個人情報保護の開示と、こちらのいわゆる情報公開ですね、これとが食い違うことになると思いますけれども、そこら辺についてはいかがなものでしょうか。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 情報公開条例と個人情報保護条例でその開示期間が違うんではないかということでの御指摘でございますが、根拠となるところがやはり法律に根拠を置くところと条例に根拠を置くところで、問題にはならないと思いますが、30日となっておりますが、できる限り迅速な事務処理を進めさせていただいて、早い段階での開示ができるときは早めに開示をさせていただくということで努力させていただきたいと思っておりますので、御理解をいただき

たいと思います。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） しかし、一方、多分請求をした場合に、これはいつまでに回答するというのがなされると思いますけれども、その場においては、恐らく30日以内ということとされることになってしまうのではないかと。例えば15日ぐらいでやりますとか、そういったことを多分、恐らく示されないとはいえませんが、そうしますと、今言われた答弁がきちんとどう担保されるのかということが疑問に思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） こちらにつきましては、情報公開の状況ということで公開をしておりますが、何日以内というのは公開はしておりませんが、今までの状況ですと、なかなかタイトなスケジュールでほぼほぼぎりぎり14日間をかけてという調査して公表するというのがほとんどでございましたので、ちょっと日程的に厳しい個人情報の公開というものもございましたので、そういうのも含めまして、できるだけ早くやるということには変わりございませんが、その辺は御理解をいただけたらと思っております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今の御答弁ですと、請求日を入れて15日以内、翌日起算であれば14日以内ということで現行しているわけですが、それではぎりぎり、今までもいっぱいいったという話になりますと、結局は先ほどの頑張りますというのも30日以内になってしまうのではないかと疑問を感じるころではあります。それについても、また委員会でもきちんと論議していただければと思います。

次の4つ目の質問に行きたいと思います。

施行条例案、今回出されているものについては、法律上言われている行政機関等匿名加工情報ですね、これについては特に触れられておりません。ということは、瑞穂市においては、匿名加工情報から、ある意味ではこの法律の一番のポイントですけれども、そういった匿名加工情報は作成しない、そういった理解でよろしいでしょうか。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 行政機関匿名加工情報とは、一定の個人情報ファイルの保有個人情報の一部、または全部を加工して得られる匿名加工情報のこととございます。

匿名加工情報ですが、特定の個人を識別できないよう個人情報を加工し、個人情報を復元できないようにした情報のことですが、この行政機関匿名加工情報は、経済の中で個人情報を緩やかに取り扱い、自由な流通や利活用の促進を目的に、民間事業者からの提案に基づきまして

情報を提供する制度ですが、民間事業者からの利用ニーズがあるのか、利用ニーズに適した情報を提供できるのかという観点、また全国的にも導入実績は少ないということから、都道府県と政令指定都市を除く地方公共団体は任意規定であるために、今回の条例には盛り込まなかったということでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 盛り込まなかったのは分かるんですけども、こういった情報を作成して提供する予定はないという、そういう理解でいいかどうかということですけども。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 議員おっしゃるとおり、今のところ、確かに制定しているところも少ないというのも実数として把握しておりますので、今のところはその予定はございません。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） はい、分かりました。もちろん、これをもし提供しようということになりますと、手数料を決めるとかということが条例で定めなければならないということですので、それが無いということはそういう理解だというふうに私も思います。

では、5つ目の質問であります。

現行条例第43条で、出資法人について、こういった個人情報についてをちゃんとつくるように支援というか指導しなさいという、そういった趣旨でつくられていると思いますけれども、具体的にこの出資法人ですね、現在どこが該当して、これまでどのような取組がされているかについてお知らせ願いたいと思います。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 現行条例の第43条の出資法人につきましては、現行の規則第20条のほうに規定します瑞穂市土地開発公社及び一般財団法人瑞穂市ふれあい公共公社になります。

これまで、個人情報保護の制度は各自治体ごとのルールであったため、出資法人についても市の条例の趣旨を踏まえるように規定しておりまして、そのように指導もしております。

さきに申しましたように、令和5年度からは全て個人情報保護法の適用になりますので、特段の規定をしておりません。しかしながら、法適用の制度となっても個人情報の取扱いが大きく変わるわけではありませんので、今後も出資法人に対しても助言等をして指導をしていくという考え方でございますので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。



○5番（関谷守彦君） 今、そういう条例は特に決めないけれども、出資法人に対しては助言をしていきたいという、そういう御答弁でありました。

そうしますと、これは助言とか指導するということは、根拠というか、それは法律上あるのか、それとも一般論としてやりますというだけの話なのか、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 当然ながら、この出資法人につきましても、法律の傘下というか、法律に基づいて個人情報の保護をしていかなければいけませんので、ベースとなるのは法律です。それに関します解釈やその辺の利用方法についてでも指導をしていくという助言になるかと思いますが、そのようにして指導していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 私は、この条例の中にきちんと明記をして、いわゆる根拠を明らかにして指導をしていく、助言をする、そういったことが必要ではないかというふうに思いますけれども、そういったことについても、また御検討をお願いしたいと思います。

次に、6番目の質問ですけれども、現行条例第44条で個人情報開示等の実施状況の公表ということが定められておまして、今回、それが削除されております。削除されているけれども、今後これを公表していくのかどうかということについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 現行の条例ですが、第44条におきまして実施状況の公表となっておりますが、今回提出しております施行条例案の第6条のほうを御覧いただきたいと思いますが、そちらのほうで公表につきまして提案しておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） ありがとうございます。

第6条で、確かに個人情報開示の実施状況をまとめ公表するというふうで書いてありますので、私のそれは見落としであります。

では次、7番目ですけれども、現行、この個人情報保護条例に基づいてのために施行規則というのがつくられておりますけれども、これにいろいろなことが書いてありますけれども、こういったことは今後どのようにしていくのでしょうか。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 施行条例案に対する市の規則ということですが、現在のところ、個

個人情報保護審査会規則、個人情報保護法施行条例施行細則、個人情報の保護に関する文書の様式を定める規則を整備する予定でございます。

審査会規則については、個人情報保護審査会の会長や会議についての運営について、条例施行細則については、個人情報登録簿や費用負担の一部について、様式を定める規則では、開示請求など制度に利用する様式について定める予定です。

現時点では検討中でございますもので、その旨を御了解いただきたいと思います。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） ただいまの質問は分かりました。

今後、いろいろ見ますと疑問に思う点とか出てきますので、ぜひ総務委員会のほうではしっかりと御議論をお願いしたいと思います。

以上をもちまして私の質問を終わります。

○議長（若井千尋君） 5番 関谷守彦君の質疑を終わります。

以上で、発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

## 日程第2 議案第67号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第2、議案第67号瑞穂市個人情報保護審査会条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 13番 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） 議席番号13番 庄田昭人。

議長のお許しをいただき、質疑をさせていただきます。

議案第67号瑞穂市個人情報保護審査会条例の制定についてをさせていただきます。

まずは、この条例についてですが、説明の部分については資料の66、67、68-6といったところの部分のところからも入りますが、まずは67号についてということで説明をいただきたいと思います。

この67号の個人情報保護審査会についてということではありますが、この審査会については、この保護法は平成15年に制定されておりますが、それ以来、この審査会は開催をされたことがあるのかお伺いをいたします。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 現条例で置きます審査会のほうが開催されたかどうかということですが、私が担当部長となってからはございませんが、以前には開催されたというふうに記憶しております。

ただ、何回開催されたかという詳細の資料につきましては、ちょっと今手持ちでございませんが、開催されたことにつきましては間違いございませんので、よろしくお願ひいたします。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（若井千尋君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） 個人情報ですので、審査をする側、される側、とても厳しいことだなあとこのように思っています。大切にしていかなければいけない個人情報であります。厳しい条例になっているということを感じさせていただいておりますが、しかし、審査会は委員5名をもって組織するというので、この第3条になっております。

この委員5名をもってということについては、その次の条例になりますと、委員は識見を有する者のうちから市長が任命するとなっておりますが、どのような組織を考えておられるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） こちらの委員でございますが、附則のほうを御覧いただきますと、附則の第2項でございますが、現在の個人情報保護審査会の委員の方はそのまま継続するというようになっております。

こちらのほうですが、メンバーといたしましては、まず弁護士さんがメンバーとして入っております。あと、大学の専門の教授というか先生の方も入っていただいております。あと、行政経験のある元県職員の方なども入っていただいた構成となっております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（若井千尋君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） これは、この条例の中にある部分の中で不服審査、行政に対する不服審査等も入っていることでもあります。

また、これを審査会に合わせた人の中で知ったものについては他言しないというか、きちっとされている条例であります。しかし、これは市長が任命をするということになります。また個人情報でありますので、この条例を読んでいるとなかなか両方が厳しい、情報が出せない、

公開できないというような条例になっております。

そうすると、この条例を基に何かをしても、この条例の中をしっかりと読んでみると、請求をしたものに関しては、ブラックボックスという言い方は悪いと思いますが、何か情報が隠されているような形になってしまうのではないかと。市長が任命をする、弁護士、大学の関係者、また県職員などの関係者で5名を組織するということになってはいますが、どのような審査が、ひょっとすると、これは不服ということになりますので、請求側が公平な審査が行われているのか、そんなこともこれは情報が出ないことであります。

なので、この部分について、公平な審査が本当に行えるのかが、情報がうまく請求側に伝わるのかなあといった懸念が感じられる部分ではありますが、その部分についてはどのように感じているのか、お考えを聞かせてください。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 公平な審査ができるメンバーなのかということでの御質問なんですが、私どもといたしまして、弁護士はうちの市のほうから指名をして選んでいるわけではございません。そのような部門にたけている方を弁護士会のほうから推薦をいただいて選任しております。中立な立場でその辺りの審査をしていただける方が選任されているというふうに考えております。

また、大学の先生方でございますが、そちらも大学のほうに選考をお任せしております。個人情報について詳しい先生を御紹介いただくという形で御推薦をいただいて選任をしております。

そのような状況ですので、公平な審査が行われているというふうに私どもとしては考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） 最後になりますが、資料の66、67、68-6ということの中に条例制定廃止及び一部の改正の内容についての(2)であります、これは個人情報保護審査会のことについてということで説明書きがあります。これは言葉のあやかかもしれませんが、個人情報保護審査会の組織等となっております。この部分については、内容は以前の下、現条例と同様のものという括弧書きになってはいますが、組織等といったところについては、何か「等」といったものの含みはあるのかお伺いを、これは少し言葉のあやかなということも感じさせていただいておりますが、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 組織等ということで、この「等」は何だろうかというような御質問なんですが、組織につきましては、審査会は委員5人をもって構成するというふうに現在の条

例、現行条例にも定められております。

あと、組織等ですので、実際の事務内容とかその辺りにつきまして、審議内容につきましてこういうことを審議していただくということで、調査権限についても述べているところでございます。

ですので、そういうのを併せまして「等」という表現にさせていただいておりますので、御理解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（若井千尋君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

### 日程第3 議案第68号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第3、議案第68号デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

### 日程第4 議案第69号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第4、議案第69号瑞穂市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

### 日程第5 議案第70号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第5、議案第70号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第6 議案第71号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第6、議案第71号瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第7 議案第72号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第7、議案第72号瑞穂市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第8 議案第73号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第8、議案第73号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第9 議案第74号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第9、議案第74号瑞穂市税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第10 議案第75号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第10、議案第75号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第11 議案第76号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第11、議案第76号瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第12 議案第77号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第12、議案第77号令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第13 議案第78号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第13、議案第78号令和4年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第14 議案第79号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第14、議案第79号令和4年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第15 議案第80号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第15、議案第80号令和4年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第16 議案第81号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第16、議案第81号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。



これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

議案第66号から議案第81号までについて（委員会付託）

○議長（若井千尋君） 議案第66号から議案第81号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をします。

---

散会の宣告

○議長（若井千尋君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前9時43分

